

企業等農業参入支援加速リース促進事業（新規）

【平成19年度概算決定額：963,800(0)千円】

対策のポイント

農地リース特区の全国展開（平成17年9月から）により醸成された機運を活かし、農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促進するため、参入に当たっての初期投資を軽減するための支援を行います。

（企業が地域に参入した事例）

<事例1>

[参入場所] 鹿児島県内
[参入法人] 建設業者6社、青果物販売・加工業者1社
[経営内容] 遊休農地7.3haにおいてらっきょうを栽培
[地域への効果] 農家の高齢化等による担い手不足で産地の維持が困難になっている地域ブランドの生産振興に寄与。

<事例2>

[参入場所] 新潟県内
[参入法人] 建設業者2社、観光農園業1社、自然農法による農産物生産・販売1社、NPO法人1、公社1
[経営内容] 遊休農地等30haにおいて水稲、畑作等
[地域への効果] 高付加価値の農産物を生産するとともに、地域における遊休農地の解消にも寄与。新規就農者の受け入れや繁忙期のパート雇用の拡大など新規定住も期待。

政策目標

企業等の農業参入法人数を5年で3倍増

156法人(17年度末) → 500法人(22年度)

<内容>

1. 機械・施設リースの支援

企業等への農業用機械・施設リースを支援し、農業参入の初期投資を軽減します。

(1) 一般機械施設導入(全額融資)タイプ

農地保有合理化法人が、交付金・補助金に頼らず、機械・施設を取得し、特定法人にリースする場合、取得費の全額を無利子で貸し付けます。

(2) 特定機械施設導入(交付金活用)タイプ

農地保有合理化法人が強い農業づくり交付金等を活用し、機械・施設を取得し、特定法人等にリースする場合、取得費から交付金額を差し引いた残額を無利子で貸し付けます。

【補助率：定額、補助率6/10】

【事業実施主体：(社)全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人】

【事業実施期間：平成19年度～平成22年度】

[担当課：経営局構造改善課(03-3501-3768(直))]

企業等農業参入支援加速リース促進事業

都道府県段階及び市町村段階の農地保有合理化法人が、農業用機械・施設を取得し、企業等にリースする場合において、(社)全国農地保有合理化協会が当該農業用機械・施設の取得に係る事業主体負担額を無利子で貸付

